

八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

現 行					改 正 案				
<p>第1条～第6条の6 略 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料)</p> <p>第6条の7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下この条において「法」という。)第5条の3第1項の規定による認定の申請、<u>第5条の6第1項</u>の規定による認定の更新の申請又は<u>法第5条の7第1項</u>の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、次の表に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p>					<p>第1条～第6条の6 略 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料)</p> <p>第6条の7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下この条において「法」という。)第5条の13第1項の規定による認定の申請、<u>法第5条の16第1項</u>の規定による認定の更新の申請又は<u>法第5条の17第1項</u>の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、次の表に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p>				
項	区分		金額		項	区分		金額	
(1)	法第5条の3第1項の認定又は第5条の6第1項の更新を申請しようとする者	センターが法第3条第2項第3号のマンション管理適正化指針に照らして適切なものであり、かつ、 <u>法第5条の4第1号</u> から第3号までに掲げる基準に適合すると認められた管理計画に係るもの	6,000円	2以上の長期修繕計画を有する管理計画の場合 6,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額	(1)	法第5条の13第1項の認定又は <u>法第5条の16第1項</u> の更新を申請しようとする者	センターが法第3条第2項第3号のマンション管理適正化指針に照らして適切なものであり、かつ、 <u>法第5条の14第1号</u> から第3号までに掲げる基準に適合すると認められた管理計画に係るもの	6,000円	2以上の長期修繕計画を有する管理計画の場合 6,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額
		その他の管理計画に係るもの	29,600円	2以上の長期修繕計画を有する管理計画の場合			その他の管理計画に係るもの	29,600円	2以上の長期修繕計画を有する管理計画の場合

				合 29,600 円に1を超 える長期修 繕計画の数 に16,900円 を乗じて得 た額を加算 した額
(2)	法第5条の7第 1項の変更の認 定を申請しよう とする者	規約の変更に係 るもの	4,300円	変更する規 約の数が2 以上の場合 4,300円に1 を超える規 約の数に 2,800円を乗 じて得た額 を加算した 額
		長期修繕計画の 変更に係るもの	10,000円	変更する長 期修繕計画 の数が2以 上の場合 10,000円に 1を超える 長期修繕計 画の数に 5,200円を乗 じて得た額 を加算した 額
備考				
1 略				
2 「管理計画」とは、法第5条の3第1項に規定する管理計画をい				

				合 29,600 円に1を超 える長期修 繕計画の数 に16,900円 を乗じて得 た額を加算 した額
(2)	法第5条の17第 1項の変更の認 定を申請しよう とする者	規約の変更に係 るもの	4,300円	変更する規 約の数が2 以上の場合 4,300円に1 を超える規 約の数に 2,800円を乗 じて得た額 を加算した 額
		長期修繕計画の 変更に係るもの	10,000円	変更する長 期修繕計画 の数が2以 上の場合 10,000円に 1を超える 長期修繕計 画の数に 5,200円を乗 じて得た額 を加算した 額
備考				
1 略				
2 「管理計画」とは、法第5条の13第1項に規定する管理計画をい				

う。

3 「長期修繕計画」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下この条において「規則」という。）第1条の2第1項第2号の長期修繕計画をいう。

4 「規約」とは、規則第1条の2第1項第1号の規約をいう。

う。

3 「長期修繕計画」とは、マンションの修繕に関する長期の計画をいう。

4 「規約」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第30条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）の規約をいう。

2 法第5条の3第1項の認定、第5条の6第1項の更新又は法第5条の7第1項の変更の認定を受けた者で、当該認定又は更新を受けている者であることの証明を受けようとする者は、一通につき、980円の手数料を納めなければならない。

第7条～第13条 略

2 法第5条の13第1項の認定、法第5条の16第1項の更新又は法第5条の17第1項の変更の認定を受けた者で、当該認定又は更新を受けている者であることの証明を受けようとする者は、一通につき、980円の手数料を納めなければならない。

第7条～第13条 略